



各府省における公表数値等 の誤り報告状況等

令和8年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 各府省における公表数値等の 誤り報告状況

誤り報告状況（令和7年度）

- 令和7年度に総務省が各府省から受けた報告件数は、6府省から**119件**（基幹統計：6府省51件、一般統計調査：5府省68件）（令和6年度：123件、令和5年度：121件）

（注）「各府省における公表数値等の誤り発生に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和5年7月28日付け総務省統計品質管理推進室）に基づき、総務省統計品質管理推進室に報告を受けたもの。

- 報告を受けたものの「誤りの主体」をみると、「実施・作成者」（担当府省、受託等機関）が**99件（約7割）**、「報告者」は**34件（約3割）**

統計の種類	誤りの主体			
		実施・作成者		報告者
		担当府省	受託等機関	
基幹統計	41件（1）	31件	10件	15件
一般統計	58件（3）	43件	15件	19件
計	99件（4）	74件	25件	34件

（注1） 1件の報告の中で複数の誤りについて報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

（注2）（ ）は、1件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）

誤り報告状況（令和7年度）

- 実施・作成者（担当府省、受託等機関）が誤りの主体となっているものの「誤りの原因」をみると、「**手作業による誤り**」が約9割、「**プログラム等の改修漏れ、不具合**」が約1割。
- 報告者が誤りの主体となっているものの「誤りの原因」をみると「**記入漏れ、記載ミス等による報告誤り**」が約7割、「**調査定義等の誤認による誤報告**」が約3割。

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	調査定義等の誤認による誤報告	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	報告の漏れ・遅延
基幹統計	39件	5件	6件	12件	0件
一般統計	49件	7件	7件	15件	1件
計	88件	12件	13件	27件	1件

（注）1件の報告の中で複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

- 実施・作成者（担当府省、受託等機関）による作業プロセスの改善等に関する「再発防止策」をみると、「**業務マニュアル等の整備・追記**」、「**複数人チェックの実施・徹底**」が特に多くみられる。
- 報告者による正確な報告を確保するための「再発防止策」をみると、「**誤り事例等の共有による注意喚起**」、「**調査票、記入要領、留意事項の変更**」が特に多くみられる。

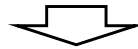
統計の種類	再発防止策											
	実施・作成者側（受託等機関を含む）の作業プロセスの改善等に関する取組								報告者による正確な報告を確保するための取組			
	業務マニュアル等の整備・追記	複数人チェックの実施・徹底	プログラムの改修	基礎的審査、分析的審査の導入・徹底	手作業業務のシステム化	誤り事例等の共有による注意喚起	提出前の再確認の徹底	その他	誤り事例等の共有による報告者への注意喚起	調査票、記入要領、留意事項の変更	提出前の再確認の徹底	その他
基幹統計	32件	19件	12件	11件	10件	9件	4件	8件	8件	9件	5件	2件
一般統計	45件	38件	18件	13件	11件	11件	4件	19件	12件	7件	4件	5件
計	77件	57件	30件	24件	21件	20件	8件	27件	20件	16件	9件	7件

（注1）1件の報告の中で、複数の防止策について報告されているものがあるため、合計は119件とならない。

（注2）再発防止策は、誤りの主体に関わらず実施・作成者側と、報告者側の双方で行うものもある。

令和7年度の誤り報告等の状況を踏まえて

- 誤りの発生原因は、調査実施者の「手作業による誤り」や、報告者による「記入漏れ・記載ミス等による報告誤り」が多くみられるが、内容は様々である。
 - ・ 誤りが発生した原因と、誤りが見過ごされてしまった原因を分けて考える必要
 - ・ **原因の背景を把握した上で再発防止策を検討しなければ有効策となりえないため、背景を正しく把握する必要**
- 令和7年度に報告を受けた誤りの中には、同じ調査で複数回誤りが生じていた例も見られたが、**いずれも原因に応じた再発防止策に取り組むこととしている。**



実施・作成者側（受託等機関を含む）の作業プロセスの改善等に関する取組

- 例えば、再発防止策として、「複数人チェックの実施・徹底」があげられるが、複数人でチェックする場合も、誰が何をどういう観点でチェックするのかなどは、あらかじめ明確に定めておくことが必要。

報告者による報告誤りを防ぐ取組

- 報告者へ調査内容を説明するときに誤り事例を共有して注意喚起することや、調査票・記入要領等を分かりやすく見直したり、注意書きを付けるといった工夫が有効。



- **誤り発生は未然に防止すべきものであるが、発生してしまったら適切に対応することが重要。**

各府省においては、誤りを発見した後、事実関係を把握する中で、各府省の統計利活用者に連絡し、誤りによる影響を確認することとしており、いずれの案件においても適切な対応がなされていることは確認されているが、どの程度まで背景事情を把握した上で再発防止策を検討しているかについては、誤り報告の内容からは確認できないところ。

今回、令和7年度に誤りが発覚し数値の訂正が公表された事例のうち、**手当の支給額に影響を与えた事案であるほか、多くの事務的・技術的ミスが原因となっていると考えられた事案について、政府統計全体の品質向上に資する知見を得るため、文部科学省の協力を得て、総務省において誤り発生原因及びその背景事情について把握・検証を行い、統計委員会統計作成プロセス部会に報告することとした。**

Ⅱ 訂正事案を踏まえた 公的統計の品質確保のための留意点

令和7年度の誤り事案のうち、国が支給する手当の追加支給が必要となった「子供の学習費調査」の誤り発生事案について、政府統計全体の品質向上に資する知見を得るため、文部科学省の協力を得て、総務省において誤り発生原因及びその背景事情、誤り発見後の対応、再発防止の取組等について検証を行い、その結果を踏まえて政府全体として留意すべき事項を報告するものである。

子供の学習費調査の公表数値の訂正（①文部科学省公表）

1. 子供の学習費調査（一般統計調査）の概要

調査の目的：子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の沿革：平成6年から**隔年**で実施

※**令和2年度調査**は新型コロナの影響で中止（**1年延期**）。翌3年度から、改めて**隔年で実施**

調査の対象：公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児・児童・生徒の保護者（合計約53,000人）

調査事項：学校教育費、学校給食費、学校外活動費、世帯の年間収入、主たる生計維持者の最終卒業学校、保護者が希望する子供の進路（どの学校段階まで進ませたいか）、兄弟姉妹（調査対象者及びその保護者と生計を一にする者に限る。）の数・性別、調査対象者の出生順位、兄弟姉妹の学校段階

調査の期日：**調査実施年の4月から1年間。**

調査票は、第1回提出分（調査実施年の4月から6月までの支出等）、第2回提出分（調査実施年の7月から11月までの支出等）、第3回提出分（調査実施年の12月から翌年3月までの支出等）の3回に分割して調査票を記入・提出。

調査の方法（調査票の配布回収方法）

都道府県→学校→保護者（配布）

保護者→学校→都道府県（回収）※オンライン回答の場合は、保護者→文科省

子供の学習費調査の公表数値の訂正（①文部科学省公表）

2. 事案の概要

（1）公表数値の訂正内容

- 令和3年度調査及び5年度調査の集計結果の訂正を公表（令和8年1月16日）

令和3年度調査	主な訂正内容	(誤)	(正)
私立幼稚園	学習費総額 43円減少	308,909円	308,866円
公立高等学校	学習費総額 592円増加	512,971円	513,563円
私立高等学校	学習費総額 222円増加	1,054,444円	1,054,666円

令和5年度調査	主な訂正内容	(誤)	(正)
公立小学校	学習費総額 30,334円増加	336,265円	366,599円
私立小学校	学習費総額 86,596円減少	1,828,112円	1,741,516円
公立中学校	学習費総額 25円減少	542,475円	542,450円
公立高等学校	学習費総額 798円減少	597,752円	596,954円
私立高等学校	学習費総額 148,978円増加	1,030,283円	1,179,261円

- 訂正公表の影響

- ・公表数値訂正の結果、外務省において在外公館に勤務する職員の子供の教育手当を追加支給

2. 事案の概要

（2）発生原因

確認体制が不十分であったこと、並びに

〔令和3年度調査〕推計作業における①計算式の誤り、②推計プログラムの誤稼働

〔令和5年度調査〕推計作業における①計算式の誤り、②回答データの外れ値処理の誤り、③データ入力の誤り

（3）再発防止策

- システムの改修
- 外部アドバイザーを一層活用した、チェック機能の強化
- 研修等を通じた、担当職員の専門知識の向上

（参考）学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月）（抜粋）

4 再発防止策

（1）職員の意識向上・人材育成

- 今回の事案を踏まえ、その反省を文部科学省全体で共有し、徹底させるため、令和8年早々に障害者理解の増進に関する研修を実施するほか、既存の研修内容を拡充する。
- 統計に関する研修の計画的な受講の促進等により、統計調査の実施やその結果の適切な利用に必要な専門知識を有する職員を育成する。

（2）統計業務の改善

- 統計業務の質の一層の向上を図るため、専門家会議を設置し、統計の検討方針や公表方針などについての確認機能を強化する。
- 統計分析アドバイザーの増員など統計業務の体制を強化し、業務実施の各段階におけるチェック機能を強化する。
- 統計の正確性の向上と業務の迅速化、効率化を進めるため、デジタル技術のより一層の活用を検討する。
- 統計調査の実施業務サイクルにおいて、統計担当部署と統計活用部署との情報・意見交換を積極的に行い、利用側のニーズや問題意識を適切に把握・反映するとともに、統計調査結果を使った各種指標の算定方法の理由・考え方などについての情報共有や担当者間の引継ぎを強化する。
- 政策ニーズを適切に反映するとともに、改善が必要な事項を早期に発見するため、統計担当部署がより一層取り組むことはもとより、統計活用部署など広く職員から、統計に関する改善意見や不備・誤りの指摘を受けられるよう、日頃から気付きや意見を募集できる仕組みを構築する。
- 今回の反省を踏まえ、統計における調査の設計や指標の考え方、公表の方法などについて、不断の点検を行い、見直すべき点がある場合には早急に対応するよう改めて省全体に周知を行い、徹底を図る。

子供の学習費調査の公表数値の訂正（②総務省による検証）

3. 誤り内容とその原因・背景

（1）誤り内容と直接的な原因（一覧）

番号	確認された誤り	誤りの内容
1	復元推計プログラムの誤り [令和3年度調査]	復元推計を行うプログラムが 正しくプログラムされておらず 、一部の学校種において誤ったデータを参照していたもの （プログラムの不具合）
2	調査票データの外れ値処理の誤り [令和5年度調査]	復元推計用プログラムのExcelシートに調査票データを複写する際、誤って「 外れ値 」として除外するデータも 含めたまま貼付け してしまったもの （手作業のミス）
3	推計作業用母集団データの作成誤り① [令和5年度調査]	復元推計乗率を定めるために学校基本調査結果から作成するデータ（推計作業用母集団データ）について、その作成用Excelファイルの 関数式に「参照先の範囲」の設定誤り があったもの （関数式の作成誤り）
4	推計作業用母集団データの作成誤り② 〔令和3年度調査〕 〔令和5年度調査〕	推計作業用母集団データの作成用Excelファイルの 関数式に設定の誤り があり、「調査対象外の学校を除外した値」が正しく計算できていなかったもの （関数式の作成誤り）
5	推計作業用母集団データの貼付け作業ミス [令和5年度調査]	復元推計用プログラムのExcelシートに推計作業用母集団データを複写する際、私立学校用のシートに 誤って公立学校のデータを貼付け してしまったもの （手作業のミス）

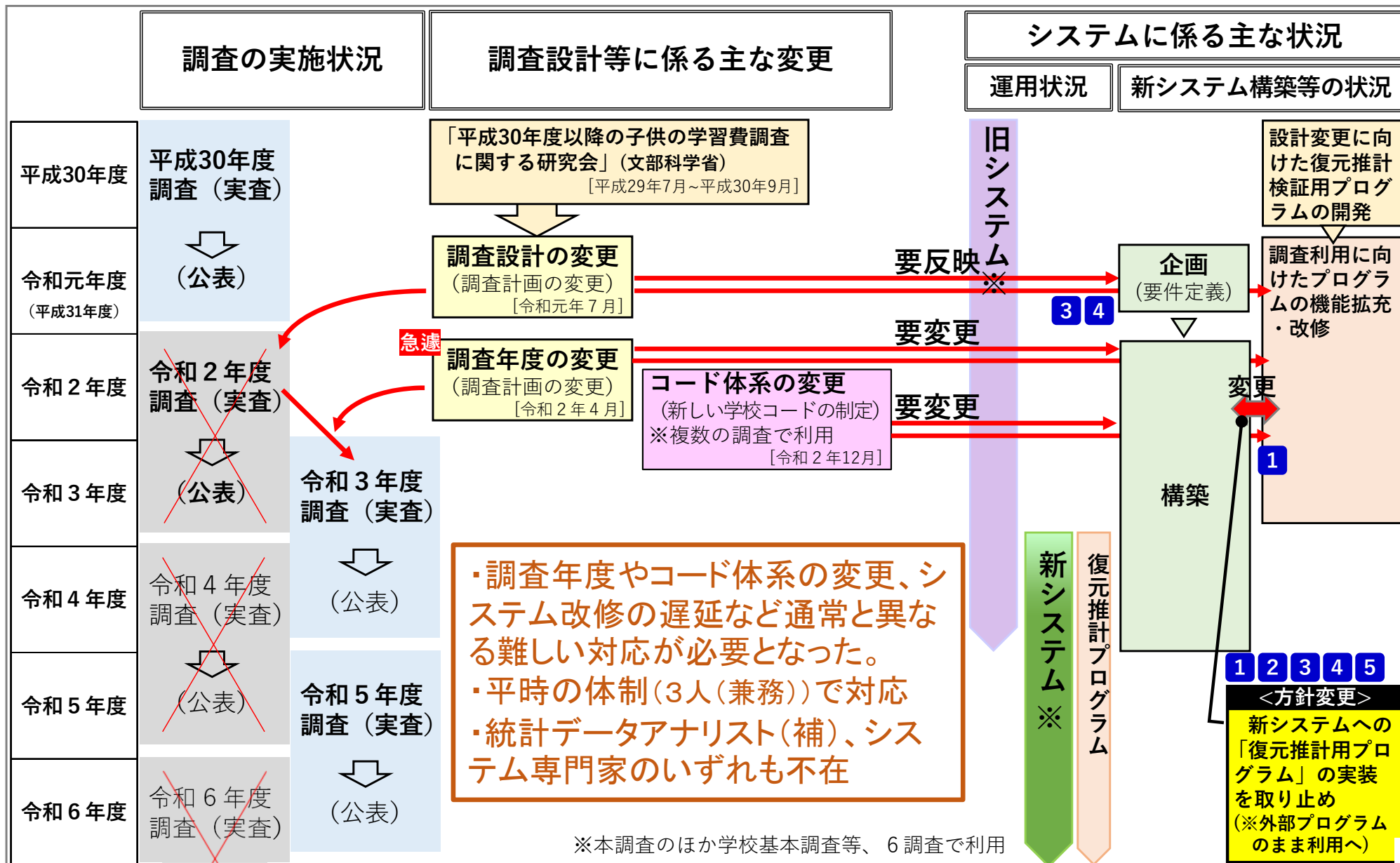
子供の学習費調査の公表数値の訂正 (②総務省による検証)

3. 誤り内容とその原因・背景

(2) 誤り発生背景事情

(凡例) **1**~**5**: 「確認された誤り」の番号

・背景となった変更と特に関係が深いと考えられるもののみ記載。
(調査年度の変更のように全体への影響が大きいものは未記載。)



4. 誤り発見後の対応

- 過去の統計問題を踏まえ、各府省においては、**公表数値等に係る誤りを発見した場合についての対応ルールを策定することとされている（情報共有、事実確認、利用者への連絡、公表、再発防止の検討など）**。 ※「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）
- **文部科学省**においても、**当該ルールを定めており**、今般の事案発見後の対応については、**ルールに沿って実施されていたことが確認できた**。

時期	文部科学省誤り発見後の対応ルールに基づく対応状況（丸数字：対応ルールの事項）
令和7年11月末	令和9年度調査に向けた有識者との検討時に、有識者からの指摘によって誤りを発見
11月末～	<ul style="list-style-type: none"> ① 統計幹事、窓口課室及び統計品質管理官への一報 ② 事実関係（事案の内容、発見の端緒、確認された経緯、訂正内容、発生原因、利活用状況）の確認、把握 ③ 統計利活用リストに掲載されている統計利活用者への連絡、誤りによる影響の確認 ④ 再発防止策の検討 ⑤ 再発防止策について統計品質管理官等へ相談（下記⑥についても並行して相談） ⑥ 公表内容（正誤情報、発生原因、再発防止策の概要等）及び適切な公表方法を検討
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省に第一報。以降、連絡を継続 ⑦ 統計幹事への最終報告 （今回は窓口課室、統計品質管理官にも併せて報告し、⑩統計品質管理官への報告提出を兼ねる。） ⑧ 統計利活用者への公表内容等の連絡 ⑨ 公表（1月16日）

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（1） マネジメントの課題

人為的なミスが多発しており、体制面に課題があったと思われる。調査年度やコード体系の変更、システム改修の遅延など通常と異なる状況で職員の負荷が増大しているにも関わらず、体制強化や統計やシステムの知識経験を持つ職員の関与もなかった。

点検・審査の強化も重要だが全てをカバーすることはできないので、ミスの発生を抑制するための取組が重要と考える。

① 統計作成の専門的人材の配置

過去の統計問題を踏まえ、統計作成は統計データアナリスト(補)の関与の下で行うこととされている。当該資格は令和3年度から認定を開始しており、文部科学省でも資格取得者は増えているが、本調査においては資格取得者が関与できる体制の確保には至っていなかった。

文部科学省の再発防止策でも「研修等を通じた、担当職員の専門知識の向上」が挙げられているが、今後も引き続き、人事ローテーションを考慮しつつ、資格取得者など専門的知見のある者の統計作成の現場への配置を進めていく必要がある。

※統計の担当ごとに配置できない場合、資格取得者が総括的ポストから複数統計に関与することも考えられる。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

② 情報システム開発等における専門的人材の育成・確保と的確なプロジェクト管理

情報システム、プログラム等の開発、運用・保守に当たっては、目的に合わせて適切に開発するとともに、その動作・処理検証を確実に実施することが必要。また、業者に委託する場合には、受託業者等と正確に意思疎通する必要があり、組織内部にシステム開発の依頼者側としてシステム開発、運用・保守等に関する一定の知識・経験を有する人材を継続的に育成・確保し、的確なプロジェクト管理を実施していくことが求められる。

③ 変更管理の視点

通常（従来）とは異なる作成プロセスで業務を行う場合（※）は、管理者は、誤り発生リスクが最大化していることを認識の上で、体制や作業スケジュールの変更等の対応を検討することが求められる。

変更管理：統計作成プロセスの重要な変更を行う場合に、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組

※ 「通常（従来）とは異なる作成プロセスで業務を行う場合」の具体例

- 「調査設計の変更」や「業務システムの更改」を行う場合
- 「処理フローに広範な影響を及ぼす変更（影響を及ぼす可能性がある変更）」を行う場合（「コード体系の変更」等）。その影響範囲を的確に把握の上、各調査担当者、委託先事業者等に情報共有し、適切な対応を促すよう変更管理マネジメントが必要。
- 「調査の延期」を行う場合。時間経過による周辺環境の変化（システム環境含む）が新たなリスク要因となるため、変更管理としてリスク評価に基づくマネジメントが必要。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

④ 業務マニュアル・手順書の整備

統計作成に当たっては、業務内容・手順のほか、確認・審査の実施やその基準を整理の上、見える化し、作業漏れ、確認漏れ等の防止を図ることが必要。

今回は、システム更改の過渡期であり、従来のマニュアルをそのまま使えない状況であったが、関係者の情報共有、作業漏れ防止等の観点から、作業手順書は作成する必要があった。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（2）適切な審査の実施

統計作成プロセスや体制を整備したうえで発生したミスについては、適切な確認・審査によってできる限り排除する必要がある。

① 中間生成物の審査

今回は、推計作業用母集団データの作成に当たり複数の作業ミスが発生した結果、公表数値に誤りが発生した。調査票データや集計データの審査は広く行われているが、**中間生成物についても適切に審査が行われることが必要**。

② 調査票データの審査、統計表（集計データ）の確認・審査

今回は、公表データを見た外部有識者の「公立小学校の学校教育費の標準誤差について、令和5年度調査結果でこのように大きくなることは無いように思う。」という指摘をきっかけに誤りが発見された。文部科学省において、公表前にそのような視点で審査を行っていれば誤りを発見できた可能性がある。

今回は、一見して明らかな異常値（前年比1.5倍など）ではなかったことから、誤りを容易に発見できたとは言えないが、**統計の特性を踏まえた審査の視点を蓄積していくことにより、より精度の高い審査が行えるようになる**。

5. 事案の背景を踏まえた課題と改善策

（3） 誤り発見後の対応

過去の統計問題では、誤り発見後の隠蔽により、誤った結果が長期にわたって公表され、リカバリーに多大なコストを要したほか、政府統計全体への不信も招いた。

今回も手当の追加支給が発生する事態となったが、対応ルールに従い、外部からの端緒情報を活かして誤りを発見し、情報共有、影響度の把握と対応（追加支給）、公表が適切に行われた結果、統計を利用した者への影響や政府統計への不信感を拡大させることなく対応ができたものと思われる。

過去の統計問題の再発防止策では、

- ・ どれだけ防いでもどこかでミスは発生するもの。発生した場合は、隠さず責めず、リカバリーに注力することが重要
- ・ 誤りの発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価する風通しのよい組織風土の定着を図る

ことが求められており、誤り発生後の対応が特に重視されている。こうした経緯を踏まえると、今回の文部科学省の対応は評価できるものと考える。

6. 政府全体としての取組

本件の教訓を踏まえ、各府省は自らの統計作成プロセスを見直す機会としていただきたい。特に以下の点に留意していただきたい。

（１） 統計データアナリスト（補）の育成・配置

統計問題発生時の一斉点検において、未経験者だけで作成されている統計が多数確認されたことを踏まえて統計データアナリスト（補）制度が創設された。

※統計データアナリスト（補）は、統計研究研修所の研修の修了＋一定の業務経験（アナリスト10年、アナリスト補5年）で認定

※統計調査の設計・変更はアナリスト、調査の実施はアナリスト補の下で行うことが求められている。

各府省は育成計画を作成して職員の研修受講を進めており、令和7年度末時点においては、政府全体で統計データアナリスト174人、アナリスト補531人（累計）が認定されているが、一方で資格保有者の配置されていない統計調査が多くみられることから、今後も引き続き、人事ローテーションを考慮した上で、資格保有者の育成・配置を進める必要がある。

※アナリスト（補）の配置率 基幹統計 87.5 %、一般統計 51.2 % （令和7年度末時点）

（２） 変更管理マネジメントの実践

調査設計、システム更改、調査スケジュール等の変更により、通常（従来）とは異なる作成プロセスとなる場合は、管理者がその影響（範囲、内容、影響度等）を確認した上で、それに相応しい体制、スケジュール等を検討し、手当てする必要がある。

6. 政府全体としての取組

（3） 情報システム開発等の的確なプロジェクト管理と手作業の最小化

情報システムは統計作成において重要なインフラであり、調査実施の実務と併せて欠くことのできないものである。このため、**情報システムの品質は、直接・間接に統計の品質に影響を与える重要な要素**であり、その開発、運用・保守に当たっては、調査担当者の意図や要求内容を受託業者に正確に伝え、意思疎通を図りつつ、各プロセスにおいて必要な確認、テスト（動作・処理）を確実に行うなど、**的確なプロジェクト管理の実施が重要**である。

さらに、この実施に当たっては、**統計調査に加え、システム開発等に関する知識・経験を有する人材を内部に継続的に育成・確保していく必要がある**。

また、各府省からの誤り報告によれば、統計調査の実施・作成者が原因となっている誤りの**約9割が手作業による誤り**となっているため、今後の情報システムの開発（改修）においては、**自動化できる工程は積極的にシステム化を進めることにより、誤り発生の高リスクが高い手作業の最小化にも取り組むべき**である。

6. 政府全体としての取組

（４） 誤り発生時の影響を想定した作成・審査体制の整備

基幹統計・一般統計は、統計利活用リストで政府内における活用状況を確認することができる。誤りが発生した場合の影響が大きい統計（政府支給の補助金・手当等の金額の算定根拠や、GDP統計等の重要統計の作成に活用されている統計等）については、一般統計調査であっても、前記の統計データアナリスト（補）の重点的な配置、調査票データや統計表（集計データ）の確認・審査を徹底することが必要である。

（５） 誤りの発見・発生時の適切対応の徹底

今回の事案においては、対応ルールに沿って適切に対応することにより、統計制度への信頼を大きく損ねることなく対応できていた。引き続き各府省においても対応ルールの確認、徹底を図っていただきたい。